

国立大学法人奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則

平成16年4月1日
制 定

改正	平成17年	3月31日規則第37号
改正	平成18年	2月24日規則第16号
改正	平成19年	1月17日規則第1号
改正	平成19年	3月23日規則第35号
改正	平成19年	4月27日規則第45号
改正	平成19年	11月30日規則第75号
改正	平成20年	3月28日規則第34号
改正	平成21年	3月27日規則第24号
改正	平成22年	3月26日規則第26号
改正	平成23年	11月25日規則第44号
改正	平成25年	1月30日規則第2号
改正	平成27年	3月27日規則第29号
改正	平成27年	6月24日規則第34号
改正	平成28年	6月30日規則第25号

目 次

第1章 総 則	(第1条)
第2章 授業料、入学料、検定料、寄宿料	(第2条～第14条)
第2章の2 免許状更新講習料	(第14条の2)
第3章 公開講座講習料	(第15条)
第4章 文献複写料	(第16条)
第5章 共同研究員の研究料	(第17条)
第6章 内地研究員の研究料	(第18条)
第7章 受託研究員等の研究料	(第19条)
第8章 外国人受託研修員の研修料	(第20条)
第9章 発達相談等の相談料	(第21条)
第10章 化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料	(第22条)
第11章 雑 則	(第23条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、奈良教育大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用（以下「費用」という。）に関して、他の法令等に別段の定めのあるもののほか、この規

則の定めるところにより、国立大学法人奈良教育大学の収入の適正な確保と業務の効率的な実施を図ることを目的とする。

第2章 授業料、入学料、検定料、寄宿料

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（本学附属幼稚園（以下「幼稚園」という。）にあっては保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、別表1のとおりとする。

- 2 長期履修学生の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 本学附属小学校（以下「小学校」という。）又は本学附属中学校（以下「中学校」という。）において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、別表2のとおりとする。
- 4 第1項に規定する幼稚園並びに前項に規定する小学校及び中学校の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、別表3の中欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 5 大学の学部の転入学、編入学又は再入学及び大学院の転入学、再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、3万円とする。
- 6 特別研究学生の授業料の額は、第1項に規定する研究生の額と同様とする。
- 7 特別聴講学生の授業料の額は、第1項に規定する科目等履修生の額と同様とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあっては4月、後期にあっては10月に徴収するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本人の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第49条第4項の規定による月割分納の場合には、授業料の年額の12分の1に相当する額を毎月その月の分を末日までに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2/3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 長期履修学生が特別の事情により、学年の途中で修了する場合に徴収する授業料の額は、第2条第2項の規定により定められた授業料の年額の1/2に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

2 長期履修学生が長期在学期間を短縮することが認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて第2条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額（休学等授業料免除制度により納付を免除された額を含む。以下同じ。）を控除した額を、長期在学期間の短縮を認められたときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が標準修業年限の

場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(授業料の返還)

第9条 第3条第3項により前期に当該年度の後期に係る授業料を納付し、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、その者の申し出により後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

2 第3条第4項により入学を許可するときに前期分及び後期分授業料を納付し、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、その者の申し出により後期分の授業料に相当する額を、入学を許可するときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納付し、3月31日までに入学を辞退又は休学した場合は、その者の申し出により当該授業料に相当する額を返還するものとする。

3 授業料を納付した研究生が在学中に研究の中止を認められ、授業料の返還を申し出た場合は、研究中止月の翌月以降分の授業料に相当する額を返還することができる。

4 授業料を納付した科目等履修生が、大学の事由により、授業科目の履修が不可能となった場合で、授業料の返還を申し出たときは、授業料を返還することができる。

(休学期間中の授業料)

第10条 授業料の納付期に予め、前期又は後期の中途において休学することが決定している者の休学期間中の授業料は免除する。

(授業料の不徴収)

第10条の2 国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との職員研修に関する申し合わせ（平成27年3月18日締結）により、奈良県教育委員会が本学の大学院教育学研究科に派遣する現職教員の入学後2年目の授業料については、不徴収とする。

(入学料の徴収方法)

第11条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第12条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(検定料の返還)

第12条の2 学部において、前条により検定料を納付し、その後に大学入試センター試験受験科目の不足による出願無資格者であることが判明した者に係る検定料の額は、第2条第1項別表1の規定にかかわらず4千円とし、1万3千円を返還することができるものとする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第13条 寄宿料の額は、別表4のとおりとする。

- 2 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収するものとする。

(寄宿料の返還)

第14条 前条第3項により翌月以降の寄宿料を納付し、退学等により寄宿舎を退去することとなった場合は、その者の申し出により退去日の翌月以降の寄宿料に相当する額を返還するものとする。

第2章の2 免許状更新講習料

(免許状更新講習料の額、徴収方法及び返還)

第14条の2 本学の免許状更新講習料の額は、別表12のとおりとする。

- 2 免許状更新講習料は、受講を許可するときに徴収するものとする。
- 3 前項により講習料を納付した者が、特別な事由等により受講ができなくなった場合は、講習料から諸経費を差し引き返還することができる。

第2章の3 履修証明プログラム受講料

(履修証明プログラム受講料の額、徴収方法)

第14条の3 本学の履修証明プログラム受講料の額は、別表14のとおりとする。

- 2 履修証明プログラム受講料は、受講を許可するときに徴収するものとする。

第3章 公開講座講習料

(公開講座講習料の額及び徴収方法)

第15条 本学の公開講座講習料の額は、別表5のとおりとする。

- 2 公開講座講習料は、公開講座の受講を許可するときに徴収するものとする。
- 3 本学で実施する公開講座のうち、第1項の金額によりがたい場合は、学長がこれを決定する。

第4章 文献複写料

(文献複写料の額及び徴収方法)

第16条 本学の文献複写料金の額は、別表6のとおりとする。

- 2 文献複写料金は、文献複写料金の後納の許可を受けた機関その他に定めのあるものを除き、文献複写の申込みを受理するとき全額を徴収するものとする。

第5章 共同研究員の研究料

(共同研究員の研究料の額及び徴収方法)

第17条 共同研究員の研究料の額は、別表7のとおりとする。

- 2 共同研究員の研究料は、月割り計算はしないものとし、共同研究契約を締結した後直ちに徴収するものとする。
- 3 同一年度内において研究期間を延長することとなる場合には、同一の共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

第6章 内地研究員の研究料

(内地研究員の研究料の額及び徴収方法)

第18条 内地研究員の研究料の額は、別表8のとおりとする。

- 2 研究料は、受入れ決定後直ちに徴収するものとする。
- 3 学長は、内地研究員の研究内容等により、第1項の研究料の額を増額する必要がある場合においては、あらかじめ、派遣学校の長と協議して、その額を別に定めるものとする。

第7章 受託研究員等の研究料

(受託研究員等の研究料の額及び徴収方法)

第19条 民間会社等の現職技術者及び研究者、私立学校、専修学校、公立高等専門学校、公立大学等の教職員を、受託研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員として本学に受け入れる場合の研究料は、別表9のとおりとする。

- 2 前項の農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人は、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センターとする。
- 3 受託研究員の研究料は、受託研究員の受入れ許可をした後、直ちに徴収するものとし、研究料納付後の区分の変更は認めないものとする。
- 4 第1項に定める研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しないものとする。
- 5 私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員の研究料は、3カ月毎に3カ月に相当する額をその当初の月に徴収するものとする。

第8章 外国人受託研修員の研修料

(外国人受託研修員の研修料の額及び徴収方法)

第20条 本学における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的・知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構が開発途上国から招致する研修員に対し、本学において研修の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを

目的として受け入れた外国人受託研修員の研修料は、別表10のとおりとする。

- 2 研修料は、研修員の受入れを許可したときに、当該会計年度に属する研修料を前項の研修期間区分（研修期間の1カ月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。）により独立行政法人国際協力機構から直ちに徴収するものとする。ただし、当該会計年度を超えて研修期間を許可した場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度の当初に徴収するものとする。
- 3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には、延長する研修期間を加算し、第1項の区分により直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

第9章 発達相談等の相談料

（発達相談等の相談料の額及び徴収方法）

第21条 本学特別支援教育研究センターの発達相談等の相談料の額は、別表11のとおりとする。

- 2 発達相談等の相談料は、相談等を実施するときに徴収するものとする。

第10章 化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料

（化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料の額及び徴収方法）

第22条 本学化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料の額は、別表13のとおりとする。

- 2 化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料は、化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規約に基づき徴収するものとする。

第11章 雑 則

（規則の改廃）

第23条 この規則を改廃するときは、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月1日に本学の学部、大学院の研究科及び附属幼稚園に在学する者のうち、学部及び大学院の研究科にあっては平成9年度、平成10年度の入学者に係る授業料の額は、年額469,200円とし、附属幼稚園にあっては平成15年度以前の入学者に係る授業料の額は、年額70,800円とする。

附 則（平成17年規則第37号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 学部及び大学院研究科に平成9年度及び平成10年度に入学した者の授業料の額は、従前の規定による。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年規則第35号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第45号）

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

2 平成20年度大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻受験者のうち、同研究科修士課程1次試験に合格した者については、本規則第12条の規定にかかわらず、検定料を徴収しないものとする。

附 則（平成20年規則第34号）

この規則は、平成20年3月28日から施行する。

附 則（平成21年規則第24号）

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第26号）

この規則は、平成22年3月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規則第44号）

1 この規則は、平成23年11月25日から施行する。

2 平成23年度に実施する平成24年度学部、大学院の研究科及び特別支援教育特別専攻科の入学者選抜試験に係る検定料について、東日本大震災（平成23年3月11日）及び台風12号（平成23年9月2日）による被災者から申請があったものについては、全額返還することができるものとする。

3 前項の申請手続き、その他必要な事項については、別に定める。

附 則（平成25年規則第 2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第29号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年度から平成31年度に開講する保育士資格特例講座に係る科目等履修生の授業料については、第3条第2項の規定にかかわらず、募集要項に明記の上、必要な時期に徴収することができる。

附 則（平成27年規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第25号）

1 この規則は、平成28年6月30日から施行する。

2 平成28年度に実施する平成29年度教育学部、大学院教育学研究科の入学に係る検定料について、平成28年熊本地震による被災により免除を申請し、許可を受けた者については、全額免除することができるものとする。

3 前項の申請手続き、その他必要な事項については、別に定める。

別表 1 (第 2 条第 1 項関係) (授業料、入学料及び検定料の額)

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円	30,000円
特別支援教育特別専攻科	年額 273,900円	58,400円	16,500円
幼 稚 園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
研 究 生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円

別表 2 (第 2 条第 3 項関係) (小学校及び中学校の検定料の額)

区 分	検 定 料
小 学 校	3,300円
中 学 校	5,000円

別表 3 (第 2 条第 4 項関係) (検定料の内訳額)

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼 稚 園	700円	900円
小 学 校	1,100円	2,200円
中 学 校	1,300円	3,700円

別表 4 (第 13 条第 1 項関係) (寄宿料の額)

区 分	寄 宿 料	
国際学生宿舎	月額 4,700円	
橋宿舎	個室 A (11 m ²)	月額 6,000円
	個室 B (15 m ²)	月額 15,000円

別表 5 (第 15 条第 1 項関係) (公開講座講習料の額)

1 講座当たり時間数	公開講座講習料
5 時間以下	5,200円
5 時間を超え 10 時間以下	6,200円
10 時間を超え 15 時間以下	7,200円
15 時間を超え 20 時間以下	8,200円
20 時間を超え 25 時間以下	9,200円
25 時間を超え 30 時間以下	10,200円
30 時間を超え 35 時間以下	11,200円
35 時間を超え 40 時間以下	12,200円
40 時間を超え 45 時間以下	13,200円
45 時間を超え 50 時間以下	14,200円

50時間を超え	55時間以下	15,200円
55時間を超え	60時間以下	16,200円
60時間を超え	65時間以下	17,200円
65時間を超え	70時間以下	18,200円
70時間を超え	75時間以下	19,200円
75時間を超え	80時間以下	20,200円
80時間を超え	85時間以下	21,200円
85時間を超え	90時間以下	22,200円
90時間を超え	95時間以下	23,200円
95時間を超え	100時間以下	24,200円
100時間を超え	105時間以下	25,200円
105時間を超え	110時間以下	26,200円

別表6（第16条第1項関係）（文献複写料の額）

規 格	単 位	文 献 複 写 料 金	
		学内者の場合	学外者の場合
白黒 A3判以下	1枚につき	20円	40円
カラー A3判以下	1枚につき	60円	90円

（備考）一 「学内者の場合」とは、本学の役員、教職員及び学生からの、私費支弁による文献複写の申し込みを受託する場合をいう。

二 「学外者の場合」とは、学内者以外の者からの文献複写の申し込みを受託する場合をいう。

別表7（第17条第1項関係）（民間等共同研究員の研究料の額）

区 分	研 究 料
共同研究員	年 額 420,000円

別表8（第18条第1項関係）（内地研究員の研究料の額）

区 分	研 究 料
教 授	月 額 28,000円
准 教 授	月 額 15,000円
専 任 講 師	月 額 11,000円
助 教	月 額 7,000円
助 手	月 額 7,000円

別表 9 (第 19 条第 1 項関係) (受託研究員等の研究料の額)

区 分	研 究 期 間	研 究 料	
一般の受託研究員	長 期	6 カ月を超えて 1 年以内	541,200 円
	短 期	6 カ月以内	270,600 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長 期	6 カ月を超えて 1 年以内	541,200 円
	短 期	6 カ月以内	270,600 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3 カ月以内	135,300 円
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領(普及職員等資質向上緊急対策事業)」による受託研究員	改良普及員	6 カ月以内	270,600 円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3 カ月以内	135,300 円
私学研修員	実験系(臨床を含む)	3 カ月	108,240 円
	非実験系	3 カ月	54,120 円
専修学校研修員	実験系(臨床を含む)	3 カ月	108,240 円
	非実験系	3 カ月	54,120 円
公立高等専門学校研修員	実験系(臨床を含む)	3 カ月	108,240 円
	非実験系	3 カ月	54,120 円
公立大学研修員	実験系(臨床を含む)	3 カ月	108,240 円
	非実験系	3 カ月	54,120 円
教員研修センター研修員	実 験 系	3 カ月	29,160 円
	非実験系	3 カ月	16,920 円

別表 10 (第 20 条第 1 項関係) (外国人受託研修員の研修料の額)

研 修 期 間 区 分	研 修 料
1 カ 月	200,000 円

別表 1 1 (第 2 1 条第 1 項関係) (発達相談等の相談料の額)

種 別	相談料
発達相談 (面接)	3,000 円 / 1 回
心理発達検査	3,000 円 / 1 回
コンサルテーション	3,000 円 / 1 回
並行面接	4,000 円 / 1 回
巡回専門相談	3,000 円 / 1 回
S S T	3,000 円 / 1 回
ペアレントトレーニング	2,000 円 / 1 回

別表 1 2 (第 1 4 条の 2 第 1 項関係) (免許状更新講習料の額)

時 間 数	講 習 料
1 時 間	1,000 円

別表 1 3 (第 2 2 条第 1 項関係) (化学系研究設備有効活用ネットワーク登録設備の利用料の額)

設 備 名	規 格	料金名	単 位	料 金
原子間力顕微鏡	Digital Instruments, Nanoscope III a	相互利用料金	1 時間当たり	500 円
		依頼測定料金	1 回当たり	2,000 円
核磁気共鳴スペクトル装置	バリアン INOVA400 型	相互利用料金	1 時間当たり	1,000 円
		依頼測定料金	1 回当たり	4,000 円

別表 1 4 (第 1 4 条の 3 第 1 項関係) (履修証明プログラム受講料の額)

区 分	受講料	備 考
現職教員のための特別支援学校教諭一種免許状取得プログラム	年額 280,000 円	第 1 4 条の 3 第 2 項に関わらず、年額の 2 分の 1 に相当する額を、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に徴収する。